

令和6年高島市農業委員会第8回総会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月8日（木）
午後1時30分から午後2時38分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 11・12
- 3 出席委員（17人）

会長	6番	中田正敏
副会長	10番	地村満信
	1番	田中孝敏
	2番	青谷喜代一
	3番	橋本久義
	4番	高木敏一
	5番	采野 哲
	7番	前川幸雄
	9番	上原満枝
	11番	中川幸雄（議事録署名委員）
	12番	中江武良（議事録署名委員）
	13番	岸田忠則
	14番	山田善嗣
	15番	浅井嘉己
	16番	古田卓見
	18番	足立 功
	19番	石津紘子
- 4 欠席委員

	8番	古谷久栄
	17番	清水 巧
- 5 遅参した委員

	6番	中田正敏
--	----	------
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	報告事項
第 1	令和6年度第3回高島市農産ブランド認証委員会について
第 3	報告第16号 農地法第4条第1項第8号に係る届出書の受理について

- 第 4 報告第 17 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 5 議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 47 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第 8 議案第 48 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 連絡事項

(1) 令和 6 年第 9 回総会について

- ・ 日 時 令和 6 年 9 月 10 日（火） 午後 1 時 30 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 11・12

8. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	次長	熊地 吉之
	参事	大辻 可奈子
	主査	上原 翔
	主事	南村 悠斗
	室長	増本 靖之
農地水産部ほ場整備推進室		

9. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	川崎 弘
	参事	前河 康史

10. 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき有難うございます。また、本日は、総会終了後、分科会の開催を予定しております、スムーズな議事進行につき、御協力をよろしくお願いいたします。 それでは、令和 6 年第 8 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は 16 名の委員に、ご出席を賜っており、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、在任委員の過半数以上であり、本総会が成立いたしますので、ご報告いたします。 欠席委員は、8 番古谷久栄委員と 17 番清水巧委員で、6 番中田正敏委員は遅れると連絡をいただいています。 本日の案件は、報告事項 1 件、報告案件 13 件、農地法に基づく許可等案件として、第 3 条案件 11 件、第 5 条案件 3 件、市長部局からの案件として高島市農用地利用集積計画案件が 6 件、農業経営改善計画の認定案件が 1 件、計 35 件につきまして、ご審議いただくことになっております。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議いただきます 議事日程第 5、議案第 45 号「農地法第 3 条の規定による許可申請
-----	---

	について」の番号6の案件、議事日程第7、議案第47号「高島市農用地利用集積の決定について」の「所有権移転各筆明細」の番号1については、 ■■■番■■■■■に退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 本日、委員のお手元に「令和6年第8回高島市農業委員会総会 議事案件資料」および「令和6年度第3回農産ブランド認証委員会 審査結果報告」資料1を配布させていただいております。ご確認をお願いします。 なお、参考資料のうち、個人情報が含まれているもの、ブランド認証委員会に関する資料につきましては、回収させていただきますので、よろしくをお願いいたします。 また、本日、配付しております議案書について、内容が一部、修正がありましたので、差し替えを1点、お願いいたします。 1点目は、9ページ 議第45号 農地法第3条の規定による許可申請についての部分で番号11地番1331番1の面積が52平方メートルに変更となります。これに伴い、番号11の計と3条許可申請の合計面積がそれぞれ変更となります。 差し替え分の9ページの片面を配付させていただきました。差し替え方よろしくお願いいたします。たいへん申し訳ございませんでした。
事務局	改めまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。 それでは、地村副会長 よろしくをお願いいたします。
副会長	皆様、ご起立ください。 それでは、委員会憲章の唱和をお願いします。 議案書鏡の裏面のページをご覧ください。私が、「高島市農業委員会は」と申しあげましたら、その後に続いて、ご唱和をお願いいたします。
	(唱 和)
事務局	有り難うございました。総会の議事進行については、高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長にお願いさせていただくところですが、会長が所要により遅れていますので、農業委員会規定第3条の規定により副会長が議事進行を努めていただくこととなります。よろしくお願いいたします。
副会長	それでは、これより、「令和6年 第8回 高島市農業委員会総会」を開会

	します。本日の議事日程に従い、会議を進めます。日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、11番中川幸雄委員、12番中江武良委員を指名します。よろしくお願い申し上げます。
副会長	次に、日程第2報告事項を議題とします。「令和6年度第3回高島市農産ブランド認証委員会について」采野委員から報告をお願いします。
采野委員	5番采野です。資料1をご覧ください。令和6年度第3回農産ブランド認証委員会を7月30日開催させていただきました。申請者は個人2名、17件、15品目で、すべてランク1の認定となっています。 詳細については、裏面の資料のとおりで、すべて農産物の認証について慎重に審査した結果、このようになりました。以上でございます。
副会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
副会長	次に、日程第3報告第16号「農地法第4条第1項第8号に係る届出書の受理について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	3ページをご覧ください。報告第16号「農地法第4条第1項第8号に係る届出書の受理について」。農地法第4条第1項第8号に係る届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づきこれを受理したので、同条第2項の規定に基づき報告します。令和6年8月8日。高島市農業委員会会長。 番号1。土地の表示、地番754番。地目、畑。面積155平方メートル。転用目的、農業用倉庫。本届出は、農業用倉庫を建築するために、畑1筆を農地転用されるものです。届出地は、集落内にあり、「住宅、公共施設等が連たんしている」に該当することから、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。転用目的が農業用施設で面積が200平方メートル未満の転用であることから農地法第4条第1項第8号の届出があったものです。届出書を審査したところ、必要書類も揃っていることから、「高島市農業委員会会長専決規程」第2条第1項第1号の規定により、令和6年7月10日に届出書を受理しましたので、ご報告いたします。位置図等は、報告・議事案件資料集の1ページから2ページ

	ジをご参照ください。以上でございます。
副会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
副会長	ご意見・ご質問もないようなので、以上で、日程第3報告第16号「農地法第4条第1項第8号に係る届出書の受理について」を終わります。
副会長	次に、日程第4報告第17号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	4ページをご覧ください。報告第17号「農地の転用事実に関する照会について」。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づき、これに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和6年8月8日。高島市農業委員会会長。 番号1。土地の表示、地番34番。地目、畑。面積1044平方メートル。現況非農地。番号2。地番141番6。地目、畑。面積156平方メートル。現況非農地。番号3。地番682番1。地目、畑。面積337平方メートル。現況非農地。番号4。地番1355番1。地目、田。面積298平方メートル。現況非農地。番号5。地番651番1。地目、畑。面積109平方メートル。現況非農地。番号6。地番567番1。地目、畑。面積30平方メートル。現況非農地。番号7。地番915番2。地目、田。面積79平方メートル。他1筆計2筆。171平方メートル。現況非農地。番号8。地番1020番。地目、田。面積380平方メートル。他1筆計2筆。568平方メートル。現況非農地。番号9。地番687番2。地目、田。面積270平方メートル。現況非農地。番号10。地番647番3。地目、畑。面積259平方メートル。現況非農地。番号11。地番276番2。地目、田。面積1.10平方メートル。他1筆計2筆。370.10平方メートル。現況非農地。番号12。地番3022番1。地目、畑。面積247平方メートル。現況非農地。計12件 3,859.10平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号12について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。

	なお、法務局から照会があれば、１４日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
副会長	以上で説明が終わりました。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
副会長	無いようでしたら、以上で、日程第４「報告第１７号」を終わります。 次に、日程第５議案第４５号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	６ページをご覧ください。高島市農委議案第４５号「農地法 第３条の規定による許可申請について」上記の議案を提出する。令和６年８月８日 高島市農業委員会会長。農地法第３条の規定による許可申請について。農地法第３条第１項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。 ７ページをお開きください。１．所有権の移転。番号１．土地の表示、地番５４０番１。地目、田。面積１７３平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集３ページと４ページをご参照ください。 申請地は、市外に居住しているため、維持管理が難しく処分したい譲渡人とマキノ在住で居住地の隣接地で畑を耕作したい譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。 譲受人は、子供の頃より農業の手伝いを２０年程しており農作業経験は豊富で、今後は耕運機１台を所有し、自営する飲食店の食材としてネギや白菜を栽培する計画で、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。なお、譲受人からは農地復元計画書が提出されており、許可後すみやかに復元することとしています。以上でございます。
高木委員	４番高木です。詳細は事務局からの説明のとおりでございます。隣接地の所有者とも現場を確認したところでした。特に問題ありませんでした。審議のほどよろしくお願いします。
事務局	番号２．土地の表示、地番１５番。地目、田。面積８４６平方メートル。地番１３５２番９。地目、畑。面積４９平方メートル。地番１３５５番４。

	地目、田。面積 174 平方メートル。計 3 筆。合計 1069 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 5 ページから 7 ページをご参照ください。 申請地は、相続により取得したが、耕作する意思がないため農地を手放したい譲渡人と、高島市への移住を考え、市の空き家紹介システムにより、農地付き住宅の物件を探していた県外に住む譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、当面、申請地の近くに取得する住宅の修繕を行いながら 2 拠点生活を行いますが、草刈り等を定期的に行い、適切に管理し移住後は玉ねぎやさつまいも等を栽培する営農計画書が添付されており、併せて農地復元計画書も提出されています。 今後は、管理機を 1 台購入し、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
采野委員	5 番采野です。事務局からの説明のとおりでございます。隣接地の家に居住するということで、現場を確認したところ、特に問題ありませんでした。審議のほどよろしくお願いします。
事務局	引き続いて、番号 4 から説明をさせていただきます。土地の表示、地番 906 番 1。地目、田。面積 208 平方メートル。地番 911 番。地目、畑。面積 82 平方メートル。地番 1005 番 1。地目、田。面積 238 平方メートル。地番 2335 番。地目、田。面積 1350 平方メートル。地番 2191 番 1。地目、田。面積 1059 平方メートル。計 5 筆。合計 2937 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 10 ページから 13 ページをご参照ください。 申請地は、県外に居住し、高齢で後継者もないことから農地と家屋を併せて処分したい譲渡人と、これを機会に家族全員で移住したい京都市在住の譲受人との間で、話がまとまり、売買により所有権移転するものです。 譲受人の農作業歴は 3 年と短いですが、以前に畑作に就労していた経験を活かし、自家用の米や野菜、果樹を栽培したい計画で、農機具は管理機を所有し、トラクター等は知人から借用します。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
上原委員	9 番上原です。現地確認をしてまいりました。譲受人は、若い方で小さ

事務局	いお子さんもおり3人家族で住まわれるということで、将来は田んぼも耕作される予定ですが、とりあえずは果樹などを栽培されるということでした。特に問題ありませんでした。審議のほどよろしく願います。 番号5. 土地の表示、地番614番。地目、田。面積515平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集14ページ、15ページをご参照ください。 申請地は、昭和58年に安曇川在住の譲渡人と譲受人の間に、父親の代に農地を交換したものの、所有権移転ができておらず、今般、改めて所有権移転を行うものです。 譲受人の農作業歴は60年と豊富で、管理機を1台所有し、トラクター等は知人から借用しています。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10番地村です。詳細は事務局からの説明のとおりでございます。現場を確認したところ、特に問題ありませんでした。審議のほどよろしく願います。
事務局	番号6. 土地の表示、地番562番。地目、田。面積1166平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集16ページ、17ページをご参照ください。 申請地は、譲渡人に相続人がいないことから、相続人不存在として、相続財産清算人が管理をしておりますが、今般、安曇川在住の譲受人との間で話がまとまったため、売買により所有権移転するものです。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 なお、地元土地改良区からは、調整が了したことの証明書が添付されています。以上でございます。
地村委員	10番地村です。詳細は事務局からの説明のとおりでございます。現場を確認したところ、特に問題ありませんでした。審議のほどよろしく願います。
事務局	番号7. 土地の表示、地番981番6。地目、田。面積9.8平方メー

	トル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 18 ページ、19 ページをご参照ください。 申請地は、相続したものの遠隔地に居住しており管理が難しく、また狭小地のため、利用効率の悪い農地であったことから、今般、安曇川在住の譲受人との間で話がまとまり、贈与により所有権移転するものです。 譲受人は、申請地に隣接した農地を耕作しており、一体的で効率的な管理が可能となり、譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10 番地村です。詳細は事務局からの説明のとおりでございます。譲受される方が一体的に管理をされます。現場を確認したところ、特に問題ありませんでした。審議のほどよろしく申し上げます。
事務局	番号 8. 土地の表示、地番 204 番。地目、畑。面積 100 平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 20 ページから 21 ページをご参照ください。 申請地は、以前から隣接する社有地を所有している県外在住の譲受人が、週末の家庭菜園などの畑作に向けて譲渡人へ購入を打診していたもので、今般話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は、県外に居住していますが、週末に訪れて家庭菜園的な畑地として利用する計画です。 申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10 番地村です。詳細は事務局からの説明のとおりでございます。畑をされるということで、現場を確認してまいりました。特に問題ありませんでした。審議のほどよろしく申し上げます。
事務局	番号 9. 土地の表示、地番 1393 番。地目、田。面積 1560 平方メートル。地番 1394 番。地目、田。面積 1483 平方メートル。地番 1398 番。地目、田。面積 1477 平方メートル。地番 1808 番。地目、田。面積 2106 平方メートル。地番 1809 番。地目、田。面積 1930 平方メートル。計 5 筆。合計 8,556 平方メートル。

	申請位置図等は、報告・議事案件資料集 22 ページから 26 ページをご参照ください。 申請地は、居宅を処分し離農したい県外居住の譲渡人と、農業の規模拡大を図りたい高島在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権移転するものです。 一連の農作業は地域の営農組合に委託し、譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
岸田委員	13 番岸田です。詳細につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。現場を確認したところ、特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。
事務局	番号 10. 土地の表示 地番 3646 番。地目、田。面積 3014 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 26 ページから 28 ページをご参照ください。 申請地は、平成 3 年に譲渡人の祖父と譲受人の父親が売買により取得したもので、これまでは、地元高島在住の譲受人の叔父が農地の管理をされていたものです。 譲受人は、県外に居住しており、主要な農作業は地元に住居する叔父が担うこととなりますが、今後は、叔父の指導を受けながら水稻を栽培する計画です。 譲受人は 30 年の水耕栽培の経験があり、農機具の保有状況、労働力、農作業経験から申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 なお、地元土地改良区からは、調整が了したことの証明書が添付されています。以上でございます。
浅井委員	15 番浅井です。ただいまの事務局からの説明のとおりでございます。現場を確認したところ、特に問題ないと判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。
事務局	番号 11. 土地の表示、地番 1329 番 2。地目、畑。面積 148 平方メートル。地番 1330 番。地目、畑。面積 175 平方メートル。地番 1

	331番。地目、田。面積297平方メートル。地番1331番1。地目、畑。面積52平方メートル。計4筆。合計672平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集28ページから30ページをご参照ください。 申請地は、相続により取得したが、県外に居住し耕作することが難しいため、住居と一体的に申請地を処分したい譲渡人と、高島市内に住居と農地を探していた譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権移転するものです。 譲受人世帯は、今後、市内に転居し自家消費用の野菜を栽培する計画です。農作業経験はありませんが、トラクター1台と管理機1台を所有し、世帯における労働力から、申請地を効率的に使用し、耕作を行うと認められる許可基準を満たしていると考えます。なお、農地復元計画書が提出されており、復元時期は10月となっています。以上でございます。
事務局 (清水委員)	欠席されておられます清水委員から、意見をいただいておりますので報告させていただきます。 現地確認をさせていただきました。譲受人は、ご近所にも挨拶を済ませておられ、問題なくバトンタッチして管理していただけると思います。審議のほどよろしくをお願いします。
事務局	番号3. 土地の表示、地番4360番。地目、田。面積448平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集8ページ、9ページをご参照ください。 申請地は、高齢のため耕作することができず農地を処分したい譲渡人と、今津在住で申請地と隣接する住居を購入した譲受人との間で、話がまとまり売買により所有権移転するものです。 譲受人は農作業経験がないものの、今後は管理機を1台所有し、キュウリやジャガイモなどの自家菜園を計画しており、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。なお、地元土地改良区からは、調整が了したことの証明書が添付されています。以上でございます。
中田委員	6番中田です。遅れまして申し訳ございませんでした。詳細は事務局からの説明のとおりでございますが、現場を確認したところ、隣接の農家との協力もあり、3条案件については許可相当と判断させていただいたところですので。審議のほどよろしくをお願いします。

副会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第４５号「農地法第３条の規定による許可申請について」の「所有権の移転」番号６の案件について審議します。 法第３１条第１項の規定により、 番 の退席を求めます。 （ 退席）
副会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
副会長	ご意見、ご質疑がないようですので、これより、議案第４５号「農地法第３条の規定による許可申請について」番号６の案件について、採決します。 本件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
副会長	よって、議案第４５号「農地法第３条の規定による許可申請について」番号６の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。 （ 入場・着席）
副会長	続きまして、議案第４５号「農地法第３条の規定による許可申請について」所有権移転番号１から番号５および番号７から番号１１の案件について、審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
副会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより議案第４５号「農地法第３条の規定による許可申請について」を採決します。 「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

	全員挙手。
副会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手。
副会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手。
副会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手。
副会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手。
副会長	次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手。
副会長	次に、番号８の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手。
副会長	次に、番号９の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手。

副会長	次に、番号１０の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
副会長	次に、番号１１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
副会長	よって、議案第４５号「農地法第３条の規定による許可申請」のあった「所有権移転」番号１から番号５および番号７から番号１１の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。 会長が来られましたので、会長に議事進行を交代させていただきます。 （議事進行 交代）
会長	ありがとうございました。次に、日程第６議案第４６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	１０ページをお開きください。高島市農委議案第４６号。農地法第５条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年８月８日、高島市農業委員会会長。農地法第５条の規定による許可申請について農地法第５条第１項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。１１ページをご覧ください。１．所有権の移転。番号１。土地の表示、地番５番４。地目、田。面積２３６平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３１ページから３３ページをご参照ください。 本件は、譲受人が宅地分譲を行うため、田１筆を売買により譲受け、農地転用するもので、分譲宅地を１区画計画しています。 農地区分は、申請地は都市計画の用途地域 第１種住居地域であるため、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。 周辺の被害防除について、雨水排水については、既設の西側道路側溝へ

前川委員	放流し、雑排水は公共下水道へ接続し放流します。一部隣地の承諾が得られていないことから、経過報告書が添付されていますが、万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和6年8月10日から令和7年3月31日の予定です。以上でございます。
事務局	7番前川です。詳細は事務局からの説明のとおりでございます。現場を確認したところ、特に問題ないと思います。慎重、審議のほどよろしくお願ひします。 番号2。土地の表示、地番709番1。地目、田。面積1742平方メートル。転用目的、太陽光発電設備設置。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の33ページから35ページをご参照ください。 本件は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため、田1筆を売買により譲受け、農地転用するもので、太陽光発電設備能力は125キロワットを計画しており、これまで高島市勝野地先で、既に2か所の発電設備を設置しています。 農地区分は、申請地は都市計画の用途地域 第1種住居地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。 周辺の被害防除について、雨水排水については、北側と東側にU字溝を設け、北側に設置する集水桝と暗渠排水を通じて排水路へ放流します。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 太陽光発電設備の申請にあたり、経済産業省の発行する認定書等の必要書類も追加で添付されており、農地法の規定により審査したところ、許可基準を満たしていると考えます。工期は、許可日から令和6年12月25日の予定です。以上でございます。
山田委員	14番山田です。申請内容につきましては事務局からの説明のとおりでございます。現場を確認したところ、特に問題ありませんでした。審議のほどよろしくお願ひします。
事務局	2. 使用貸借による権利の設定。番号1。土地の表示、地番715番1。

	地目、田。面積 4 1 6 平方メートル。転用目的、一般住宅。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 3 6 ページから 3 8 ページをご参照ください。 本件は、貸人の土地である父親名義の土地を、使用貸借により譲り受け、借人である子が一般住宅を新築するもので、田 1 筆を農地転用するものです。 申請地は、都市計画の用途地域 第 2 種住居地域に該当することから、「第 3 種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。 周辺の被害防除について、雨水排水については既設集水桝から道路側溝へ放流し、西側には L 型擁壁を設置し土砂の流出を防ぐこととし、生活排水は公共下水道へ接続・放流します。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 なお、本件の申請に対しては、隣接者承諾書が提出されており、農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 4 月 1 日を予定しています。以上でございます。
田中委員	1 番田中です。詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。現地を確認してまいりましたが、特に問題ありませんでした。審議のほどよろしくお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第 4 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について「所有権の移転」番号 1 および番号 2 「使用貸借による権利の設定」番号 1 について審議します。 本件について、ご意見やご質問がございましたらお願いします。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第 4 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」採決します。「所有権の移転」番号 1 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。

会長	次に番号２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に「使用貸借による権利の設定」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第４６号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」番号１および番号２「使用貸借による権利の設定」番号１については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。 （農業政策課職員 入室）
会長	それでは、再開させていただきます。次に、日程第７議案第４７号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局および農業政策課の説明をお願いします。
事務局	１２ページをお開きください。高島市農委議案第４７号 高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和６年８月８日、高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。 １、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。 ２、公告予定年月日、令和６年８月２０日。 高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課南村と申します。私より、農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画、令和６年８月２０日滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は１４ページでございます。

	なお、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。利用権設定について（１）利用権設定農用地は１筆、（２）利用権設定面積は２８４平方メートルでございます。内訳としまして継続１筆 面積２８４平方メートルです。（３）利用権設定者は１名。（４）農用地利用申出者は１名でございます。（５）その他 利用権設定各筆明細は１５ページのとおりでございます。１．所有権移転について。（１）所有権移転農用地は５筆（２）所有権移転面積は１０，７３１平方メートル。（３）所有権譲渡者（売り手）は２名。（４）所有権譲受者（買い手）は２名。（５）その他 所有権移転各筆明細は１６ページのとおりでございます。農用地利用申出者及び所有権移転譲受者３名はすべての農地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	ありがとうございました。以上で説明が終わりました。はじめに、議案第４７号「高島市農用地利用集積計画の決定について」１５ページ、利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」の案件について審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、議案第４７号「高島市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」の案件について採決を行います。 本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	続いて１６ページ、所有権移転各筆明細「売り手から買い手」の番号１の案件について審議します。 法第３１条第１項の規定により、 番 の退席を求めます。 （ 退席）

会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号１の案件について採決を行います。
会長	本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、所有権移転各筆明細「売り手から買い手」番号１の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。 (入場・着席)
会長	続いて、所有権移転各筆明細「売り手から買い手」番号２から番号５の案件について審議を行います。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、所有権移転各筆明細「売り手から買い手」番号２から番号５の案件について採決を行います。 本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号２から番号５の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	続いて日程第８ 議案第４８号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。事務局および農業政策課より

	説明をお願いします。
事務局	17ページをお開きください。高島市農委議案第48号。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和6年8月8日、高島市農業委員会会長。 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課上原と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。 今回申請がありましたのは、継続案件として高島地域で1件となっております。 それでは、申請の内容につきまして説明させていただきます。18ページをご覧ください。株式会社[REDACTED]の農業経営改善計画の概要です。 5年前の経営規模の目標は合鴨飼養羽数97,890羽でありましたが、現状は、合鴨飼養羽数84,497羽となりました、5年後には合鴨飼養羽数85,000羽まで拡大する計画を立てられております。郵送料をお客様負担にすることや販売先の変更、経費削減を図ることや育成舎の拡大によりストレスフリーで育成を行い、衛生面、品質の向上を図り、売価を上げて収益向上をするとされています。以上の案件につきましては、農業政策課において慎重に内容を審査（・指導）しておりますこと、また、各関係機関からは同意をいただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第48号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第48号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号1の案件について、採決します。 番号1の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙

会長	すべきと判断しております。 ありがとうございました。この案件は、6月総会での審議事項であり7月に説明させていただいたところでありました。今回は7月の補足説明をさせていただいたところではありますが、本件についてご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これで6月審議の内容は終了させていただきますと思います。
会長	以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了しました。 (午後2時38分 議事終了)

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 1 1 番 _____

議事録署名委員 1 2 番 _____